

文化振興拠点としての博物館を考える（案）

三重県文化審議会

文化振興拠点部会

文化振興とは

文化とは、「人間が自然とのかかわりや風土の中で生まれ育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活にかかわるすべてのこと」（文化芸術振興基本法）とされています。

このような定義を言い換えると、文化とは、人間社会のなかで生まれ、発展するものであるということがいえます。

このため、文化を振興させるのは、私たち一人ひとりであり、三重に住む私たちが、地域の文化を創造し、つなげ、発展させていくものと考えられます。県や市町は、県民一人ひとりや団体等の活動を支援するとともに、文化活動とその成果がより広がり、高まっていくための環境づくりを行い、また、企業等も、文化の振興が地域や人類の発展に寄与することを踏まえ、文化振興のための社会的貢献の取組を進めていくことが求められます。

文化振興のミッション（三重県文化振興方針（仮称）の目標）

県民一人ひとりが文化に触れ親しむことは、自分をみつめ、他人を思いやり、自分たちの暮らす地域に目をやることにつながります。文化振興により、一人ひとりの成長と自己実現をはかり、地域の絆や地域を思う心が育つような社会づくりをめざします。

また、文化は、地域に住む私たちが継承、創造、発展させてきたものです。私たちの暮らしや考え方、地域の特徴が表れています。文化振興により、地域のアイデンティティ（個性）を明確にするとともに、一人ひとりのもつ力の高まりによって、地域のもつ潜在的な力を高め、住む人にとっても、訪れる人にとっても魅力的な地域づくりをめざします。

文化振興拠点とは

文化振興拠点は、各々の拠点のミッション、役割に基づき、文化振興がめざすミッション（使命）を実現するために設置、運営されるものです。

また拠点は、広く開かれた場所で、

- ・文化活動や人をつなげる機能（コーディネート）
- ・一人ひとりの生涯学習を支援する機能（学習支援、本人のニーズだけでなく社会の一員として生きていく上で必要な情報を提供する。）

今ある技術や考えを学ぶだけでなく、未来に向けて人として必要な情報を提供

- ・一人ひとりの文化活動を支援する機能
- ・多様な文化情報を紹介し、広める機能
- ・よりレベルの高い拠点活動を行うための機能（調査・研究）

であることが求められています。

博物館とは

博物館の法的位置づけ

社会教育法及び博物館法において、博物館の位置づけ、定義等についての規定がある。 別紙参照

文化振興拠点としての博物館

文化振興拠点部会まとめ

博物館は、地域の歴史、自然、文化に関する資料（いわゆる文化資産）を収集、保存し、次世代に継承するとともに、これらの資料等について、調査・研究し、その成果を、広く紹介するなど、文化振興の重要な拠点といえます。求められる機能等について、次のとおりまとめてみました。

- (1) 特徴：歴史、民俗、産業、自然科学等に関するモノ資料を扱う。
- (2) 業務：資料を収集・保存・継承し、展示等により、資料の活用と情報を発信する。
- (3) 役割：県民一人ひとりの自主的な活動と自己実現を支援する。
地域の過去、現在をあらわし、地域づくりや課題解決を支援するとともに、未来にむけた地域アイデンティティの明確化・発信につなげる。
- (4) 機能：資料の収集・保存・活用、展示、情報提供・発信、普及・教育、調査・研究



文化振興拠点としての博物館とは

地域の歴史、自然、文化に関するモノ資料を通じ、過去、現在の自然、暮らしや文化を知ること、自分や地域の今を振り返り、未来に向けて考察する拠点

博物館関係法律規定集

社会教育法

(図書館及び博物館)

第9条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもって定める。

博物館法(別紙種別説明)

(定義)

第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。以下同じ。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関(社会教育法による公民館及び図書館法(昭和25年法律第118号)による図書館を除く。)のうち、地方公共団体、民法(明治29年法律第89条)第34号の法人、宗教法人又は制令で定めるその他の法人が設置するもので第2章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、民法第34条の法人、宗教法人又は、前項の制令で定める法人の設置する博物館をいう。

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料をいう。

(博物館の事業)

第3条 博物館は、前条第1項に規定する目的を達成するため、おおむね左に掲げる事業を行う。

実物、標本、模写、模型、分権、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。

一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。

博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。

博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

博物館資料に関する講演会、講習会、映写回、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法(昭和25年法律第214号)の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

2 博物館は、その事業を行うに当たっては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。